

【漁協系統組織の再編整備等】

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

水産庁

目次

I . 漁協系統組織の概要

II - 1 . 漁業者の所得向上に向けた浜プラン等における
漁協の役割

II - 2 . 漁協系統組織の経営・事業基盤強化

II - 3 . 漁協系統組織における人材育成、女性・青年の
活躍

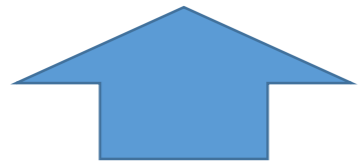
I . 漁協系統組織の概要

I-1 漁協の目的等

- 漁業協同組合(漁協)の目的は、組合員のために直接の奉仕をすること(法第4条)。漁協の事業については、漁協自身の利益ではなく、組合員の利益を目的として行われる。
- 漁協の事業は水協法等に規定されている事業に限定(法第11条、第17条)。
- 漁協は経済的事業体としてだけでなく、漁業権を管理する団体としての役割も果たす。
- 正組合員の資格の範囲は法により厳密に限定(法第18条)。
(注)漁協は定期的に正組合員の資格審査(日数要件を満たしているか等)を行うことにより、漁業者の組織であることを担保。
(法:水産業協同組合法)

漁協の目的(第4条)

その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする。



漁協の組合員(第18条)

沿海地区漁協の正組合員

- ① 組合の地区内に住所を有し、かつ、90~120日で定款で定める日数を超えて、漁業を営み又は従事する漁民
 - ② 漁業生産組合
 - ③ 中小規模※の漁業法人
- ※ 従業者が300人以下で、かつ、漁船の合計総トン数が1,500t~3,000t(定款で設定)以下であるもの

(備考)准組合員:①正組合員以外の漁民、②正組合員と同世帯の者、③組合地区内の水産加工業者、遊漁船業者等

漁協の事業(第11条、第17条)

【指導】

- ① 水産資源の管理・水産動植物の増殖
- ② 水産に関する経営・技術の向上に関する指導

【信用】

- ③ 組合員の事業・生活に必要な資金の貸付け
- ④ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

【購買】

- ⑤ 組合員の事業・生活に必要な物資の供給

【利用】

- ⑥ 組合員の事業・生活に必要な共同利用施設の設置 等

【加工】

- ⑦ 組合員の漁獲物等の運搬、加工、保管又は販売

【販売】

- ⑧ 組合員の漁獲物等の運搬、加工、保管又は販売

【漁場利用】

- ⑨ 漁業権管理など、漁場の利用に関する事業

【共済】

- ⑩ 組合員の共済に関する事業

【漁業自営】

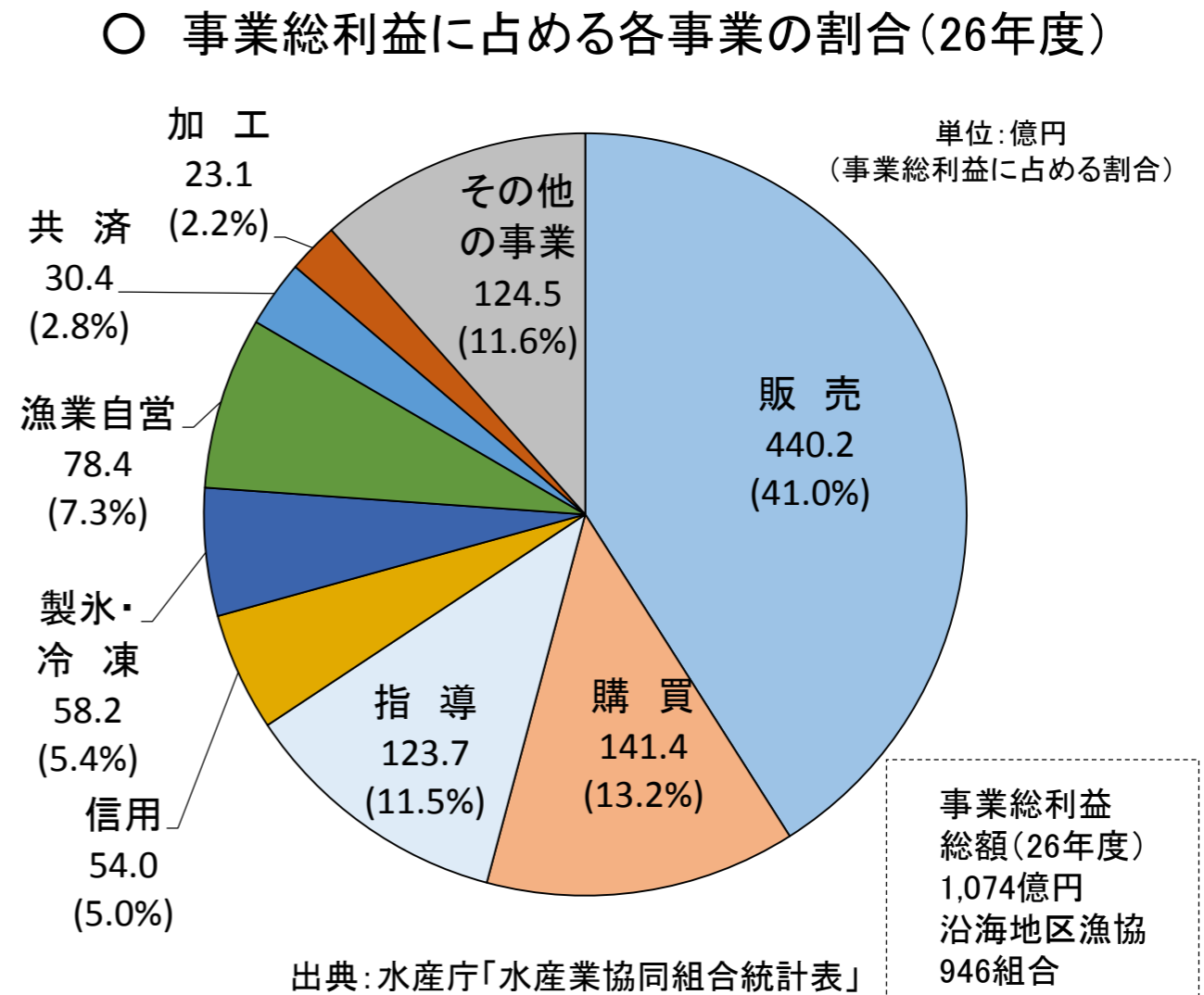
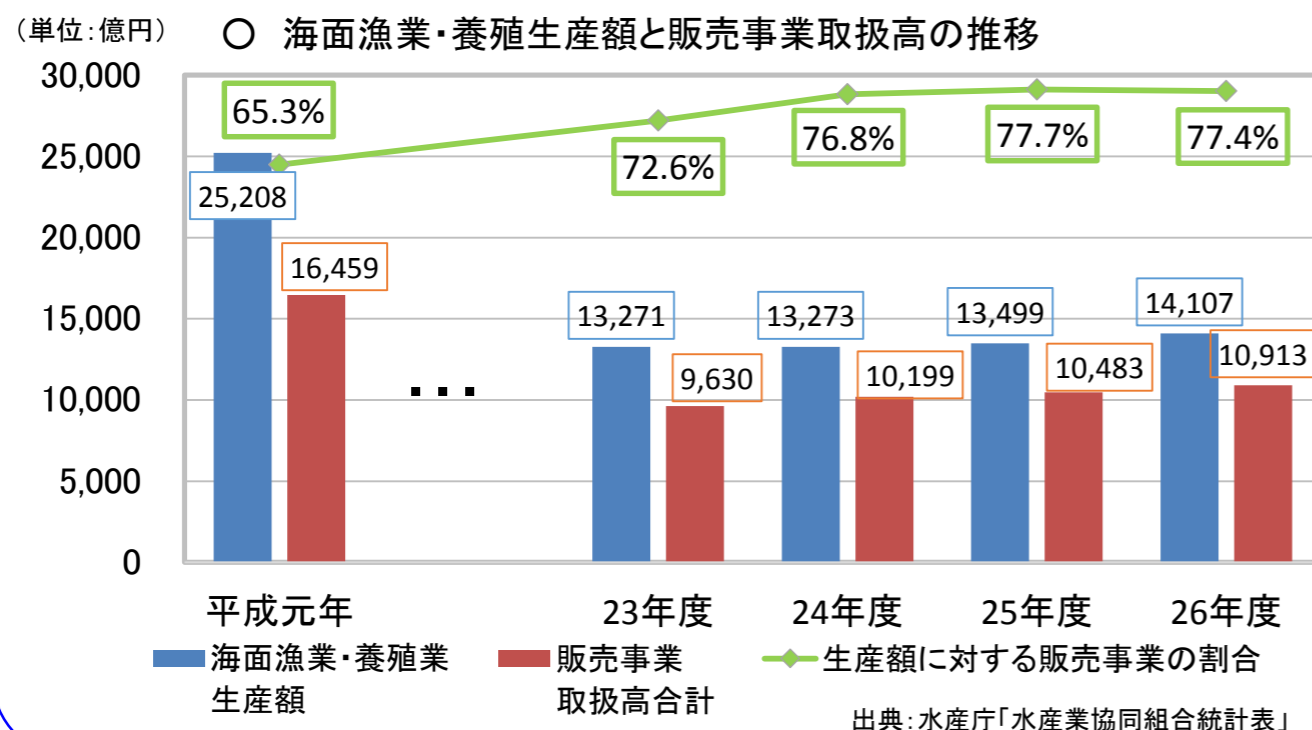
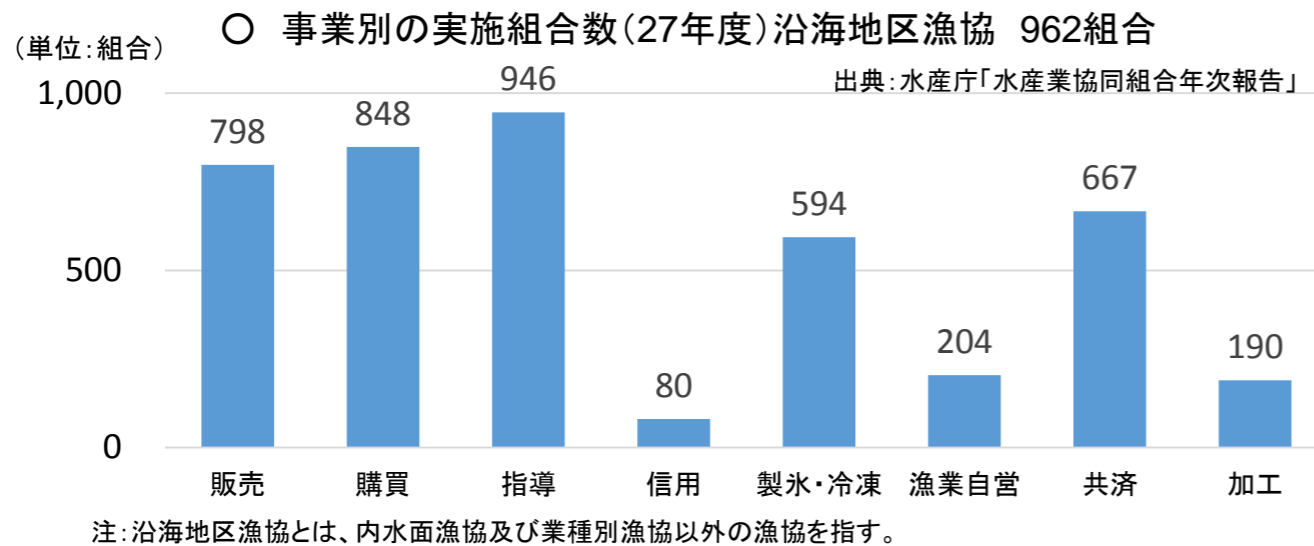
- ⑪ 漁協自らによる漁業の経営

等

I-2 漁協の主な事業

- 漁協は、漁業者の生産活動を支えるという本来的な役割を担っており、漁業者の所得向上に直結する販売、購買、共済、指導事業等を中核に各種事業を実施。
- 他方、信用事業については多くの漁協は信漁連に譲渡しており、漁協自身は一部の県一漁協や信漁連との再預け転貸方式を除きほとんど実施していない。

漁協の実施する主な事業[沿海地区漁協]



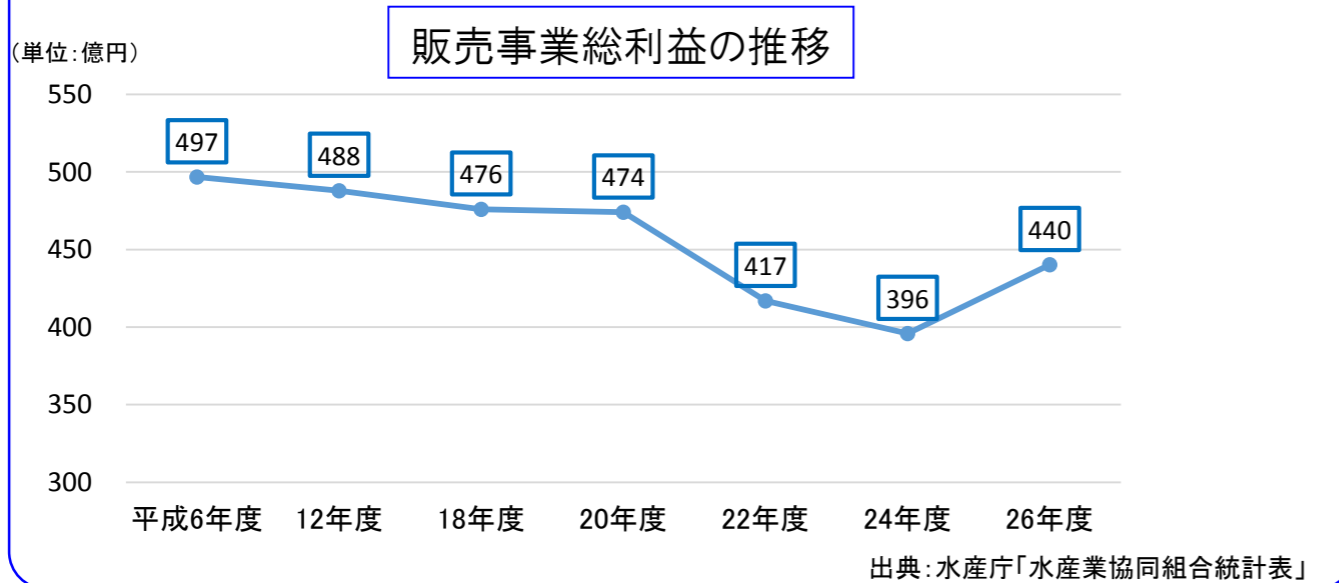
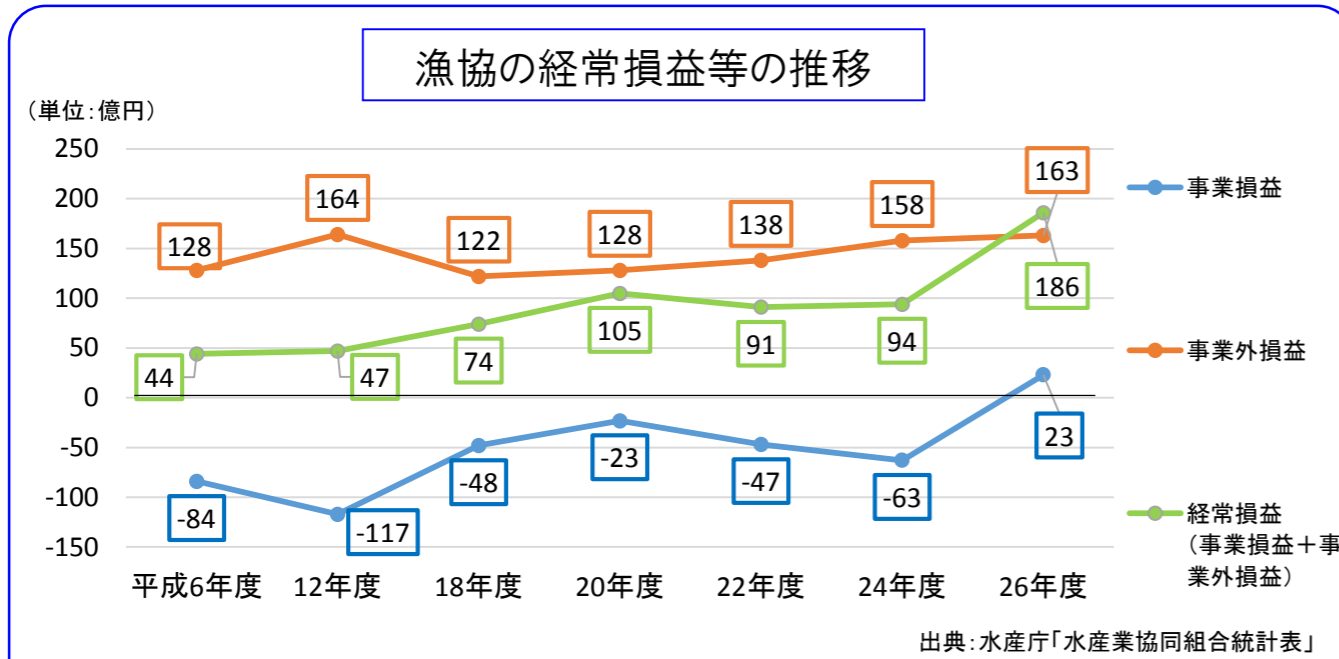
注:事業総利益=事業収益-事業直接費

(参考) 漁協の事業の具体的な内容

漁協の事業(法第11条、第17条)	具体的な内容	
○水産資源の管理及び水産動植物の増殖	指導	・操業期間、漁具・漁法、水揚量等の取決め、種苗放流等
○水産経営に関する経営及び技術の向上に関する指導		・経営指導、養殖技術や税務、経理の研修、指導、養殖技術の講習、乗組員に対する漁労技術の講習等
○組合員の事業又は生活に必要な資金の貸し付け	信用	・漁船や漁具等の購入資金、生活資金等の融資
○組合員の貯金又は定期積金の受入れ		・貯金、定期的な積立て等の受入れ
○組合員の事業又は生活に必要な物資の供給	購買	・竿・網等の漁具、ロープ、漁業用燃油、氷等の供給
○組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置	利用	・荷さばき所、漁具倉庫、加工場等の建設・設置
○船だまり、船揚場、魚礁その他組合員の漁業に必要な施設の設置		・漁船の船揚場、漁船修理場、給油施設、給水施設等の設置
○組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売	加工、販売	・漁獲物の買取販売・産地市場における受託販売、水産物の加工、冷凍水産物の保管、水産物の運搬
○漁場の利用に関する事業	漁場利用	・漁場の監視、漁業行使権の付与に係る漁場の割振り、遊漁船業の実施、釣り施設の設置等
○組合員に対する共済に関する事業	共済	・組合員が加入する共済事業の実施
○漁協自らによる漁業の自営	漁業自営	・漁業の実施
○組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業	その他	・信号、照明施設の設置、海難救助、気象情報の伝達等
○組合員の福利厚生に関する事業		・生活改善の講習会の開催等
○組合事業に関する組合員の知識に向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供		・漁協の意義等に関する講習、水産物価格の市場動向の提供等

I-3 漁協の収益構造

- 漁協の経済事業等の収支を示す事業損益は、漁協全体では赤字が続いたが、近年では改善の傾向。赤字が続いたのは、事業の柱である販売事業が、近年の漁業生産の低迷により縮小したこと等が原因。
- 事業損益、事業外損益を合算した経常損益に関しては、黒字が続く。
- 事業部門別の損益をみると、販売事業、漁業自営事業の利益により、他の赤字部門を補てん。



漁協の主な部門別事業損益の推移
[沿海地区漁協、1組合当たり]

(単位:百万円)

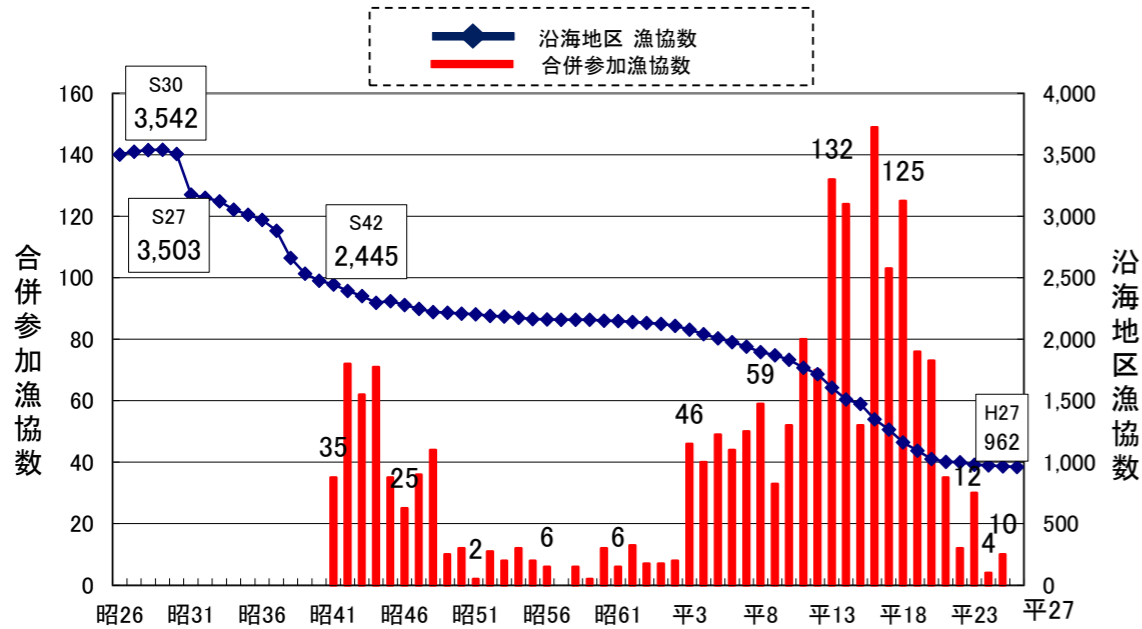
年度	販売	購買	指導	信用	製氷・冷凍	漁業自営	共済
22	9.5	▲ 0.5	0.4	▲ 15.1	▲ 1.6	14.5	▲ 2.2
23	7.8	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 15.4	▲ 4.1	8.7	▲ 2.4
24	7.8	0.4	▲ 1.1	▲ 14.7	▲ 5.1	7.2	▲ 2.2
25	11.1	▲ 0.3	1.2	▲ 10.3	▲ 2.8	14.7	▲ 2.3
26	12.5	▲ 0.2	1.3	▲ 10.6	▲ 2.9	24.9	▲ 2.4

注1:事業損益=事業総利益(事業収益-事業直接費)-事業管理費(部門別に配分)
 注2:1組合あたりは、それぞれの事業ごとの実施組合数の中で算出したもの。
 出典:水産庁「水産業協同組合統計表」

I-4 漁協系統組織の組織・事業体制

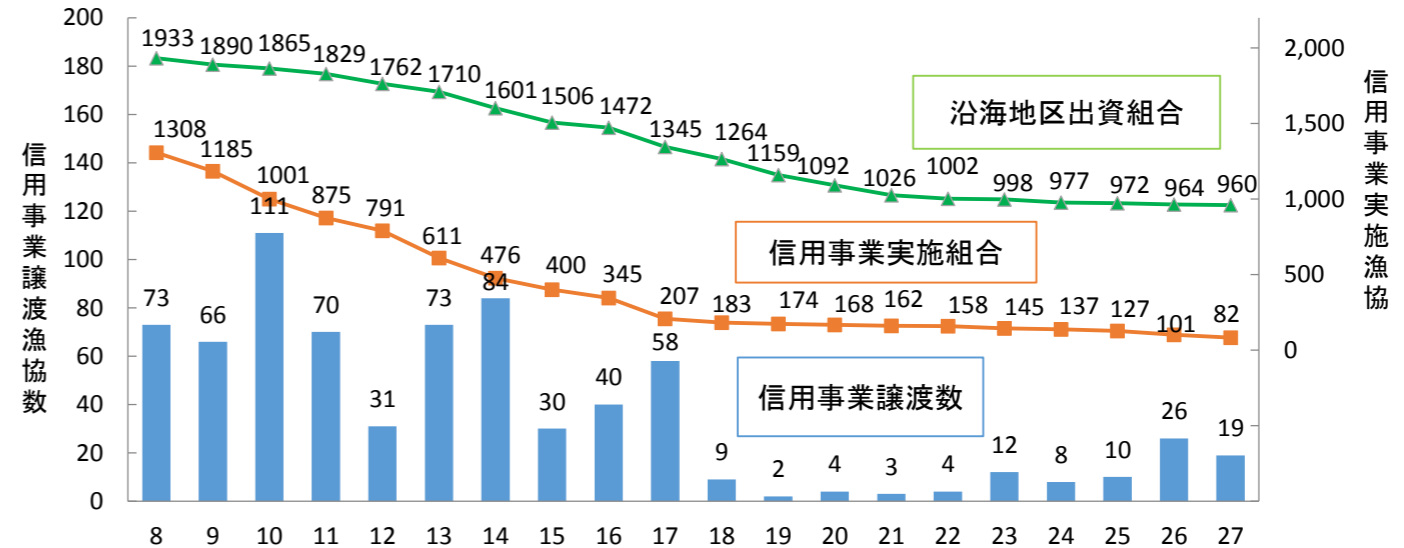
- 全国の漁協(沿海地区)の総数は漁協合併が進んだことにより962漁協(平成27年度末時点)。県一円を地区とする「県一漁協」が実現した(10県域、11JF)一方、市町村域より小さい漁協が7割を占める。
- 信用事業については、平成21年に「一県一信用事業責任体制」を構築。信漁連への事業譲渡を進めた結果、信用事業を実施する漁協は80漁協まで減少。

○沿海地区漁協数・合併参加漁協数



出典:全漁連調べ、水産庁「水産業協同組合年次報告」

○信用事業実施漁協数の推移



※ 82の信用事業実施組合のうち、沿海地区漁協が80、内水面漁協が1、業種別組合が1

出典:全漁連、水産庁調べ

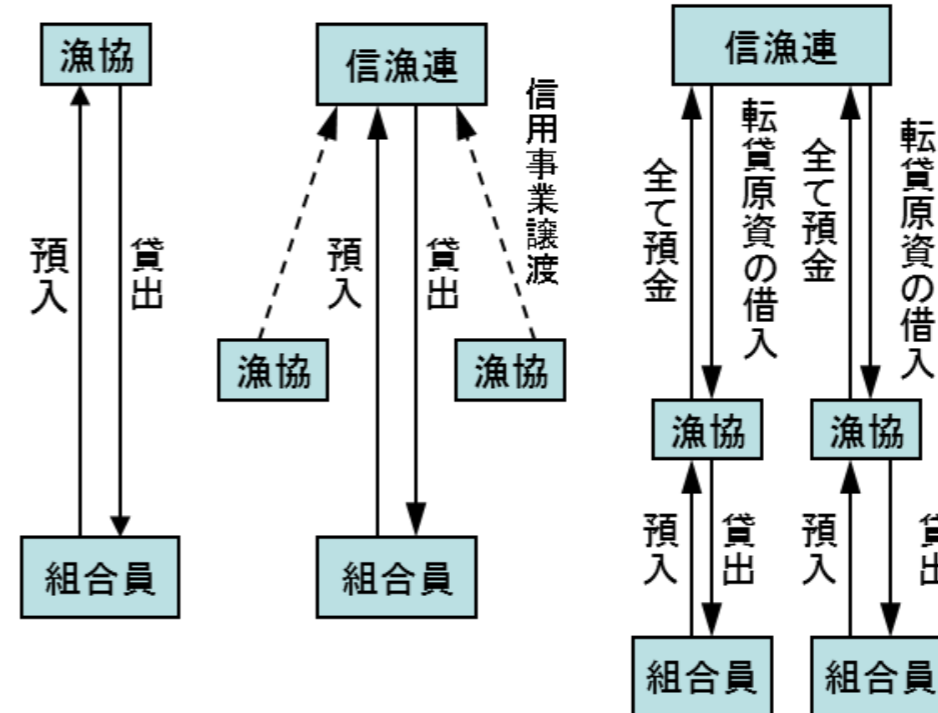
○1県1漁協への合併状況

出典:水産庁調べ

漁協名	県漁協設立年月	信用事業実施の有無
山形県	昭和40年 7月	○
秋田県	平成14年 4月	(県域として信用事業を実施せず)
大分県	平成14年 4月	○
鳥取県	平成15年 7月	(信漁連が残存)
山口県	平成17年 8月	○
島根県	平成18年 1月	○
石川県	平成18年 9月	(信漁連が残存)
佐賀県有明海	平成19年 4月	(信漁連が残存)
宮城県	平成19年 4月	○
京都府	平成24年 4月	(信漁連が残存)
佐賀玄海	平成24年 4月	(信漁連が残存)
(計11漁協)		

○「一県一信用事業責任体制」の概要

- ① 1県1漁協 (信用事業を実施)
- ② 統合信漁連
- ③ 再預け転貸方式



(参考) 漁協と農協の比較

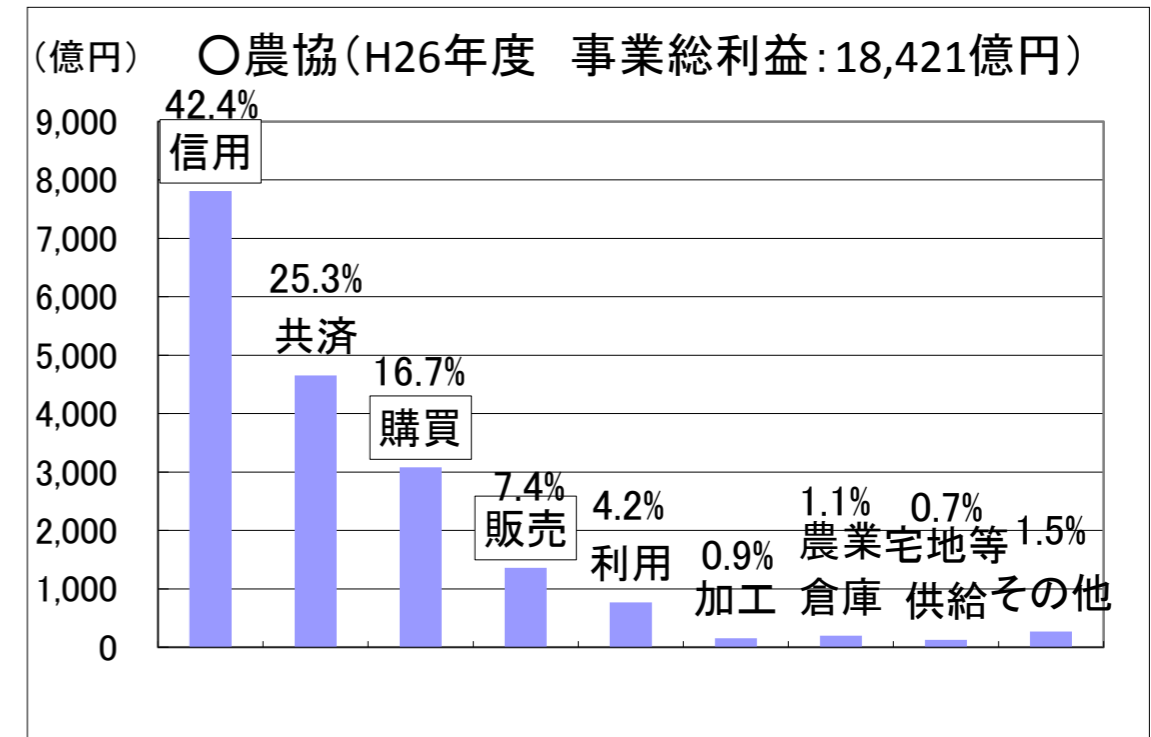
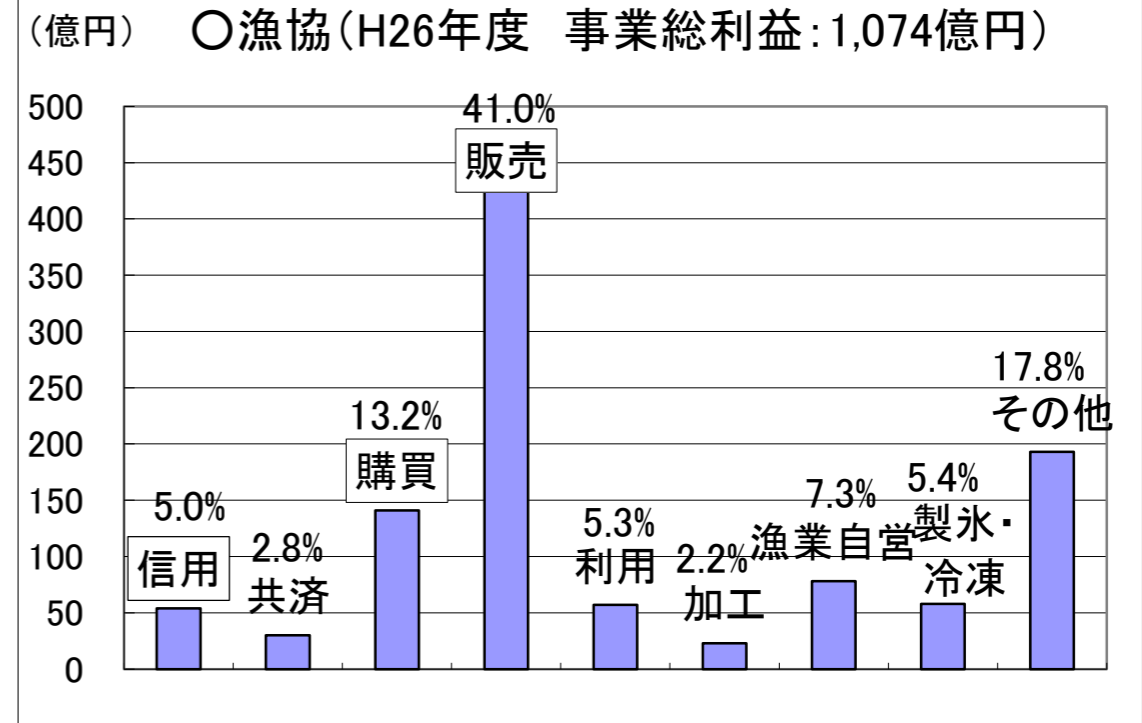
①組織・事業規模の比較(平成26年度)

平成26年度 1組合平均	漁協(A)	農協(B)	(A)／(B)
組合員数 (うち正組合員数)	335人 (159人)	14,838人 (6,496人)	1／44 1／41
職員数	13人	299人	1／23
出資金	2.2億円	23億円	1／10
購買事業 (供給高)	2.4億円	40億円	1／17
販売事業 (取扱高)	14億円	63億円	1／4
共済事業 (保有高)	20億円 (普通厚生共済)	2,165億円 (生命総合共済)	1／108

注：漁協は沿海地区出資漁協、農協は総合農協について取りまとめた。

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、農林水産省「総合農協統計」

②漁協及び農協の実施する主な事業



注1：数値は構成比を表す。

注2：事業総利益＝事業収益－事業直接費

Ⅱ－１．漁業者の所得向上に向けた浜プラン等 における漁協の役割

Ⅱ-1 漁業者の所得向上に向けた浜プラン等における漁協の役割

- 漁業者の所得向上に向けて、地域の実情に即して漁業者が主体的に課題解決を図る「浜の活力再生プラン」等の新たな取組を進める上で、漁業者をサポートする漁協に期待される役割は大きい。
- 具体的には、プランの企画・策定段階の漁業者の合意形成、自治体との連携・調整、プランの実行段階での技術導入、施設整備等、全てのプロセスにおいて、漁業者の取組をソフト・ハード両面でサポートすることが求められる。

ブランド化・流通ルートの構築による安定的な販路の確保 (山形県漁協)

概要

流通業者と連携したサワラのブランド化(「庄内おぼこサワラ」)、産地直送に必要な流通ルートの構築による、高単価で安定的な販路の確保

漁協の取組

- 漁獲量が増えたサワラを、漁協が漁業者と流通業者を選択し、築地の1仲卸業者とブランド化戦略を構築。サワラの浜値が飛躍的にアップ(400円/kg→2,400円/kg)。
- 漁業者自ら行う神経締めによる鮮度保持技術の導入・定着を図るため、漁協職員が技術を習得し、漁業者向けの研修・指導。
- 漁協が自ら県や市町村と連携し、産直カーやアンテナショップを通じて内陸部への売り込みを実施。



←産直カー「海丸」



←内陸部での販売の様子



↑船上活×神経抜き 庄内おぼこサワラ

厳格なブランド管理等による高品質化 (長崎県上五島漁協)

概要

多様な鮮魚のブランド化(「五島箱入娘」)と認定制度の導入による厳格なブランド管理、消費者ニーズに対応した商品開発等による水産物の高品質化。

漁協の取組

- 周年で漁獲される多様な鮮魚をまとめてブランド化。
- 漁協がブランド維持のため認定制度を厳格に運用。漁協が、基準をクリアするための技術を漁業者に徹底指導。
- 消費地の小売店との協議・調整、販売者の導入により、離島の不利を克服する販売ルートを構築。



↑主力魚三姉妹をパッケージして、「五島箱入娘」のラベルで出荷。



↑漁協による組合員への講習会



↑講習会での漁業者自らによる神経締めの様子

【対応の方向性】

- 漁業者が主体的に課題解決を図る「浜の活力再生プラン」等の新たな取組が地域で進められている中、漁協によるこうした取組のサポートを推進。

Ⅱ－2. 漁協系統組織の経営・事業基盤強化

Ⅱ-2-① 漁協系統組織の経営・事業基盤強化(組織再編)

- 経営基盤を強化するため、各県域ごとに組織再編に取り組んでおり、県一円を地区とする「県一漁協」への合併等を推進。県一漁協を実現した県域については、販売・指導等や役職員の人材育成に取り組む体制を強化するとともに、市場統合なども含め、スケールメリットを活かした販売事業等を展開。
- また、信用事業は、県一漁協を実現した県域については一県一漁協による信用事業の実施を行うとともに、各県域の実情に応じて、信漁連への信用事業統合や再預け転貸方式による「一県一信用事業責任体制」を実施。また、平成29年4月には県域を越えた信漁連の合併が実現する予定。

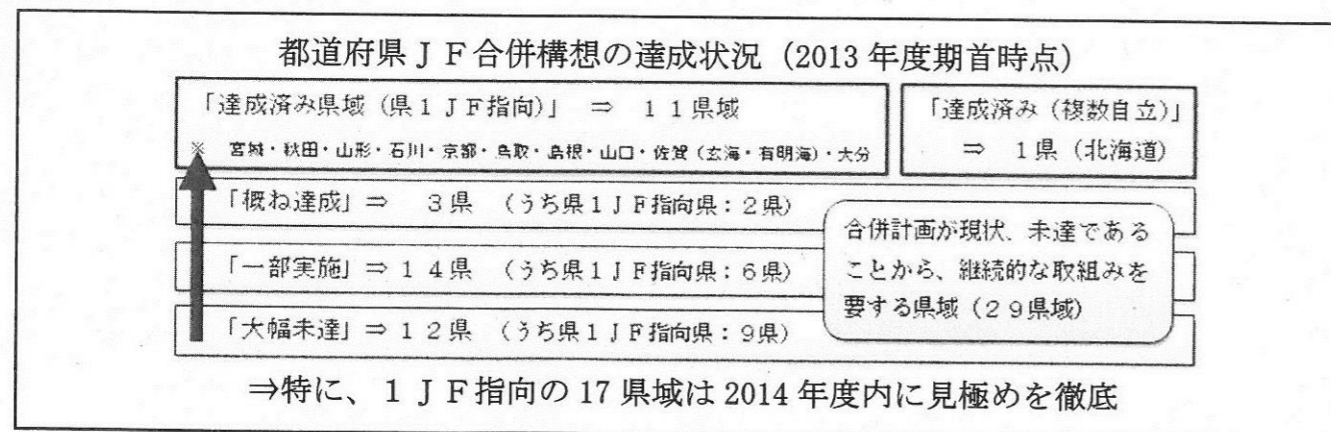
JFグループの運動方針(2015～2019年度) 「水産日本」の復活に向けて～JFグループの挑戦～(抜粋)

2. 組織・事業基盤の確立と人づくり(健全化取組)

(1) 組織再編と経営不振JF対策

① JFの健全化に向けた取組強化

- ・ 現行の運動方針に引き続きJFグループの健全化に取り組めます。経営不振JFについては、自力再建の見極めを徹底し、2014年度内に対応の類型化を進め次期運動方針期間の当初2カ年を目途に取組を完了します。
- ・ 資産自己査定取組については、全県域の導入を目指すとともに、内容の精度を高めます。
- ・ 組織再編取組については、これ以上先送りすることなく、運動期間内に取組を完遂させます。



○県一漁協の経営状況(経営・組織)

平成26年度	県一漁協(11)の平均	漁協の平均 (県一を除く、935組合)
組合員数	4,609人	285人
うち正組合員	2,049人	137人
職員数	172人	11人
うち指導担当、販売担当	指導12人、販売51人	指導0.8人、販売2.5人
出資金	30.0億円	1.9億円
購買事業(取扱高)	42.4億円	1.6億円
販売事業(取扱高)	140.8億円	10.0億円
事業利益	1.2億円	100万円
事業外損益	1.2億円	1,600万円
経常利益 (事業利益+事業外損益)	2.4億円	1,700万円

出典:水産庁「水産業協同組合統計表」

(参考)漁協系統組織における信用事業実施体制(平成27年度末時点)(沿海地区漁協)

都道府県名	県一漁協名	信用事業実施主体	信用事業責任体制	備 考
北海道		信漁連	再預け転貸	信漁連以外に67漁協(南かやべ漁協、えりも漁協、ひやま漁協、利尻漁協、厚岸漁協等)において再預け転貸により信用事業を実施
青森県		信漁連	統合信漁連	信漁連以外に1漁協(平内町漁協)において再預け転貸により信用事業を実施
岩手県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
宮城県	宮城県漁協	宮城県漁協	1県1漁協	信用事業は宮城県漁協のみ実施、他の4漁協(石巻市漁協、牡鹿漁協、気仙沼市漁協、塩釜市漁協)においては信用事業を実施していない
秋田県	秋田県漁協	(農林中央金庫)		秋田県漁協と他の3漁協(能代市浅内漁協、三種町八竜漁協、八峰町峰浜漁協)は信用事業を実施しておらず、信漁連もない
山形県	山形県漁協	山形県漁協	1県1漁協	—
福島県		信漁連	再預け転貸	信漁連以外に2漁協(いわき市漁協、相馬双葉漁協)において再預け転貸により信用事業を実施
茨城県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
千葉県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
東京都		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
神奈川県		(農林中央金庫)		県内の漁協は信用事業を実施しておらず、信漁連もない
新潟県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
富山県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
石川県	石川県漁協	信漁連	統合信漁連	石川県漁協は信用事業を実施していないが、信漁連はある
福井県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
静岡県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
愛知県		信漁連	統合信漁連	信漁連以外に1漁協(西三河漁協)において再預け転貸により信用事業を実施
三重県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
滋賀県		(農林中央金庫)		県内の漁協は信用事業を実施しておらず、信漁連もない
京都府	京都府漁協	信漁連	統合信漁連	京都府漁協は信用事業を実施していないが、信漁連はある
大阪府		(農林中央金庫)		府内の漁協は信用事業を実施しておらず、信漁連もない
兵庫県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
和歌山県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
鳥取県	鳥取県漁協	信漁連	統合信漁連	鳥取県漁協と他の4漁協(赤碕町漁協、田後漁協、中部漁協、米子市漁協)は信用事業を実施していないが、信漁連はある
島根県	JFLまね	JFLまね	1県1漁協	信用事業はJFLまねのみ実施、他の2漁協(海士町漁協、中海漁協)においては信用事業を実施していない
岡山県		(農林中央金庫)		県内の漁協は信用事業を実施しておらず、信漁連もない
広島県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
山口県	山口県漁協	山口県漁協	1県1漁協	信用事業は山口県漁協のみ実施、他の13漁協(岩国市漁協、角島漁協、新宇部漁協、黒井漁協、大島町漁協等)においては信用事業を実施していない
徳島県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
香川県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
愛媛県		信漁連	再預け転貸	信漁連以外に2漁協(宇和島漁協、吉田町漁協)において再預け転貸により信用事業を実施
高知県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
福岡県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
佐賀県	佐賀県有明海漁協 佐賀玄海漁協	信漁連	統合信漁連	佐賀県有明海漁協、佐賀玄海漁協と他の5漁協(大浦浜漁協、小川島漁協、仮屋漁協、外津漁協、屋形石漁協)は信用事業を実施していないが、信漁連はある
長崎県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
熊本県		天草漁協		天草漁協のみ信用事業を実施しており、信漁連はない
大分県	大分県漁協	大分県漁協	1県1漁協	—
宮崎県		信漁連	統合信漁連	信漁連以外に1漁協(日南市漁協)において再預け転貸により信用事業を実施
鹿児島県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施
沖縄県		信漁連	統合信漁連	信漁連のみ信用事業を実施

(注)「県一漁協」は、県漁連等を承継した漁協(佐賀県有明海漁協は佐賀県有明海漁連を、佐賀玄海漁協は佐賀県玄海漁連を承継)

Ⅱ-2-② 漁協系統組織の経営・事業基盤強化(欠損金解消に向けた取組)

- 漁協系統組織では、過去に多額の欠損金が発生(平成18年度までは欠損金額は450億円超で推移。)
- 平成20年度から欠損金解消に向けた漁協の経営改善対策を実施。経営不振漁協については、欠損金を10年程度で解消する経営改善計画を策定し、県域ごとの漁協系統組織が主体となる体制の下で進捗を管理し、実効性を確保。
- このような再建可能な漁協については、欠損金見合いの借換資金を措置し、信用保証保険制度等によりリスク連鎖を遮断する措置を講じた上で、欠損金の解消を推進。
あわせて、債権者たる信漁連の漁協向けの貸倒引当金の積み増し等に対して資本注入等を行うことにより、信漁連の経営安定を確保しつつ、抜本的な債権整理を推進。
- 平成27年度末(見込み)では欠損金を抱える漁協は200に、これらの漁協の欠損金総額は205億円まで縮小。

○欠損金額及び欠損金を有する漁協の状況

(単位:億円)

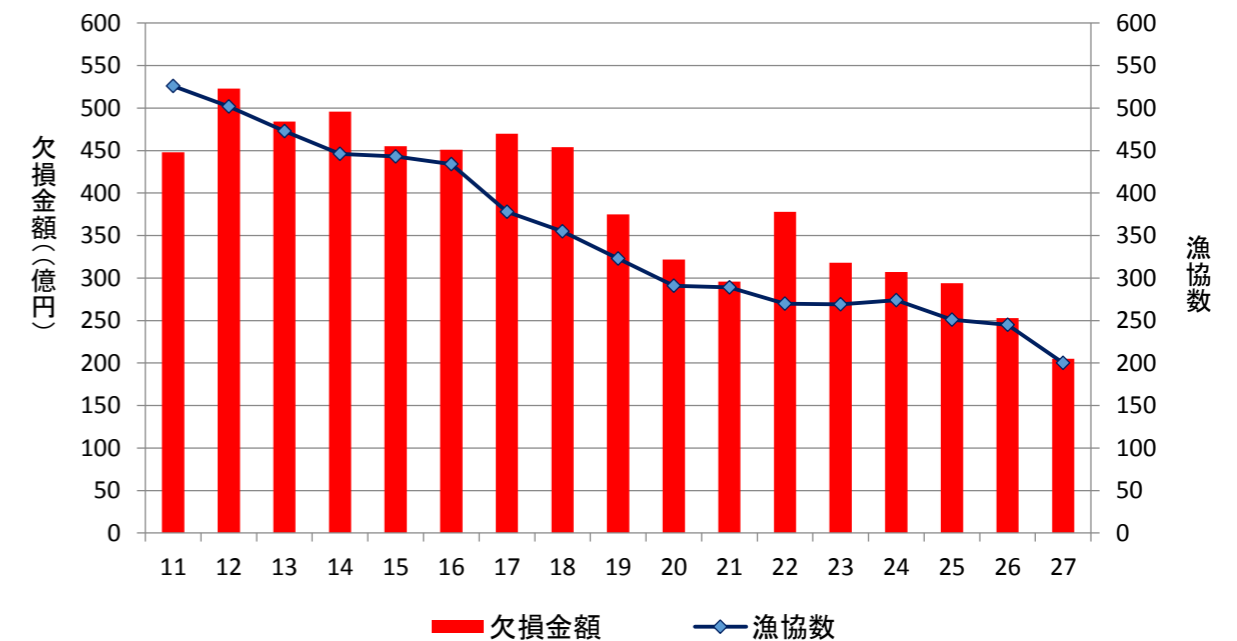
	平成18年度			平成27年度(見込み)		
	欠損金額	漁協数	一漁協当たり欠損金額	欠損金額	漁協数	一漁協当たり欠損金額
欠損金を有する漁協	454	355	1.3	205	200	1.0
経営改善対策の対象	—	—	—	136	67	2.0
その他(自主的取組)	—	—	—	69	133	0.5

出典:水産業協同組合統計表、水産庁調べ

欠損金解消スキーム

- ① 再建可能な漁協について県域ごとに経営改善計画の策定、進捗管理。
- ② このような漁協については、欠損金見合いの借換資金を措置し、リスク連鎖を遮断した上で、欠損金の解消を推進。
- ③ 債権者たる信漁連に対する資本注入等により、信漁連の経営安定を確保しつつ、抜本的な債権整理を推進。

○欠損金額及び欠損金を有する漁協の推移



出典:水産業協同組合統計表、水産庁調べ

【対応の方向性】

- 県域ごとの実情に応じた漁協系統組織の合併、信用事業の信漁連への譲渡を含む健全化、欠損金の解消など、漁協の経営・事業基盤強化の改革を引き続き促進。

Ⅱ－３．漁協系統組織における人材育成、 女性・青年の活躍

Ⅱ-3 漁協系統組織における人材育成、女性・青年の活躍

- 漁業者の所得向上に向けて、漁協による販売事業の強化が必要であるとともに、浜プランの着実な実行等を図るために漁協の役割が重要。
しかし、現状の漁協の職員体制は脆弱であり、漁協役職員の人材育成、販売のプロなどの外部有識者の招聘等を進めることが必要。
- 漁協女性部の部員は全国で3万8千人。漁獲物の加工、直売や料理教室など多彩な活動を展開し、漁業や漁村の活性化に大きく貢献。なお、漁協女性部からの漁協役員の登用が全国で34人とわずかながら存在。
- 漁協青年部の部員は全国で1万2千人と女性部員を下回るが、そのうち7割相当(約9千人)が正組合員。また、青年部員の6%程度(約7百人)が漁協の役員に就任。魚食普及、漁場環境の保全など様々な活動を展開。

1漁協あたりの職員数(平成26年度)

合計	(単位:人)		
	うち指導	うち販売	うち購買
13.1	1.0	3.2	1.5

出典:水産業協同組合統計表

漁協女性部、青年部の状況

(単位:人)

漁協女性部の状況 (平成28年度)		漁協青年部の状況 (平成28年度)	
漁協女性部設置数	675	漁協青年部設置数	661
部員数	38,030	部員数	12,079
うち正組合員数	4,088 (10.7%)	うち正組合員数	8,662 (71.7%)
うち准組合員数	1,652 (4.3%)	うち准組合員数	1,056 (8.7%)
うち漁協役員数	34 (0.1%)	うち漁協役員数	714 (5.9%)

出典:全漁連調べ

漁協女性部の取組

- JF全国女性連では、担い手育成のため、若手を中心としたネットワークを構築。
研修会による資質向上に努め、部員の増加・育成に取り組む。
- 青年部と連携した魚食普及活動を実施。

山口県漁協女性部の取組

漁業者の所得向上

- 未利用魚、低利用魚を買い取り、女性部で加工・販売。



↑女性部で作成された商品たち

魚食普及

- レストランを設置し、魚食普及と地域に働く場所を提供。



↑道の駅「萩・さんさん三見」内にH22年オープンしたレストラン鯖島食堂

漁協青年部の取組

- JF全国漁青連は、漁業の活性化のために様々な取組を実施。
特に、魚食普及、漁場環境整備等において重点的に活動。
- 漁協系統県連組織の通常総会へ出席し、漁協経営に参画。

各地の青年部の取組

魚食を普及させるため!

- 魚を獲るだけでなく、漁師自ら地域の魚を知ってもらうために魚食普及活動に参加。



↑魚食イベントを開催(山口県)

アマモ場を守っていこう!

- 藻場の維持に向けた環境活動の実施。



↑生物の産卵・育成に必要な「海のゆりかご」を守るため、藻場への種蒔きをする様子(愛媛県)

【対応の方向性】

- 漁業者の取組をサポートする漁協の役職員の人材育成に取り組む体制を強化するとともに、漁協の事業運営において女性・青年の活躍を促し、漁業者の所得向上を図っていく。